

二十番 大久保一郎君  
一番 磯村武次君  
三番 西村老人君以上三名の方  
に別願ニヤキナす。

一議長(石川信義)第三福生町町会に因すの条例を廃止すの条例に付議案第二十号を議題に供す。局長より議案の朗読をなさす。

一事務局長(王子國利) 朗詠

議長(石川信義)理事者から提案理由の説明を所願いたします。

一 助役(保崎俊夫)議案第17号福生町の会に関する条例を廃止する条例について御説明  
申上ります。町会の自主的な運営を期待いたします。と共に又町会の発展に  
から町と町会との間の運搬を制度の上でもさらに合理的に改善いたしますに  
めには、現行の町会に関する条例はこれを廃止すべしであるという助言が都を  
通じ、自治省の方からござい、また、その下す、茨城町会長さんの改選期を控えてあり  
ますこと、又御承知のように、本町の町会と五町会とが合併する、というふうなこ  
ともござい、ますので、この際、町会に関する条例は、自治省の助言通り、これを  
廃止し、新しい、より新たに各町会に非常勤の公務員がおり、また、連絡員

東京都西多摩郡福生町役場

制度を設け、實質的には所と所会との連繫に従来と同じように万全を期したい、  
と思ひ、まゝ本案を提出し、次第に之を、連絡員制度の具體的な運営  
等につかまゝ、いは紙務委員会とよく御相談申し、上げ、決定したと存じ、  
ありのふじや、こそが御審議戴き、衆案通り御可決あらんことを願ひ申  
し、上げ、次第に之を、

議長(石川信義) 二、三より質疑を切二行、ます。

二十九番用村張二本件につきは前会廃止条約問題になつた案件として、オーケー。

其の後ニオカ、自治省からの助言があつたかありいは都の方からどのような準備  
 があつたか伺つてあります。それから、もう一つは、体勢からオーストリアもこれは  
 改正というのをあれは異議はないかあります。ただ、三にはあります合理的な  
 改善するところになりますとあとの連絡員制度をどういうふうにするか、給手体  
 制、非常勤職員と、う身分の問題につきオーストリアは結構なところ、オーストリア、具体的にも  
 のが持ち出さるゝありんか、と考えてあります。ただ、今、担当助役の件、則説  
 明では、担当委員会をよく審議して戴くと、うこととあります。その前は

合理的に財と各目給体との連結をこまにばんとする方途を尋之、いかゞか又給与体  
形はどうか尋之、いかゞか、とうようが二とば二二で発言を戴いた方がよろしかろう  
と尋之、尋すので御質問いたす。

一助役（保崎俊夫）に、これに町会に関する条例を廃止して非常勤公務員として、その右の具体的は問題なくかゝるかという二点があるのを、ただ給手等の他の町会に払ふ経費の面では、彼んとか従来と変らばい線が若干異なること等といひます。親年度初予算にあつたものは、この条例の関係から町会長さんの俸酬は月三万円とし、また町会に対するもの、これは役場からの委託費等に、これも町会の調査委託料として、あるいは十万円を計上し、又町報配布の委託料として、三万七千五百円全部、あるいは三万五千五百円を予算に組んでありますがこの範囲でないと、それを變へても、それ以上といふと存ないものでござい、ます。運結算制度を設けるのも、もう一つの方法は、運結算制度というものを設けず、不町会に目録、その他を配布する事務の委託を町と各町会との間で行うものと、いう方法があるのでは、ないかと、思ふますが、いろいろ内情、これを取つか、又混合制度など、いかん

東京都西多摩郡福生町役場

うが、有り、つとと二つが研究課題でありたいと考えますが、私共として、オーイは従来よりあり度ながら、隙に度質的にマウイ、カヤ、という考えから町会長さんを通じて委員に「オーイ」従来と同じ額の俸給を求めた町会事務の委託料として、従来と同じ程度の額で、ふんばい、かと考えたいわけだ。

一十九番(田村稿二) なる人三の時会長は福生町の町会に属する条例の決定の経過について、大半  
 のことは御存知であり、と尋ねるが、終戦後はマッカーサー総司令部の言うところの  
 マニフエスチアがあり、その町会を廃止したわけであり、と尋ねる。一か二かから、各  
 自治体のために、自治会をやり直し、活用した方がよい、というふうなことを  
 町会も早くから考え、その当時経過した一あり、二あり、三あり、と尋ねる。一か二か三か、は事を変えて、各町会と  
 代りものは、連合町会として、あり、と尋ねる。一か二か三か、は事を変えて、各町会と  
 各町会にとられ、各町会として、一か二か三か、は事を変えて、各町会と

当時野内会と、言葉が会規の対象に付いたと、うしろ野会という名前を付け  
たところからわかるけりあります。さらに条例設定に「オオトリ」はありけりの  
やうなところがあるわけであり、けりの費用を出す場合に条例設定がないと、  
やういふことを交納する場合あり、けりの費用を出す場合に条例設定がないと、









ニシテ百分の百五十を今も取らないで、  
別代は金がかかるといふことは、百分の百  
粗か百分の二十から百分の二十五に上ります。五だけ三パーセントです。もう一つの方では、百分の五十から百分の八十にこの率例を直すと、いわけは二倍です。百分の十に百分の八十といふことは、本人負担百分の五十は変らば、国の負担が百分の二十五から百分の四十となり、負担料の内方も百分の四十百分の二十五プラス百分の四十プラス百分の五十は今も同じように百分の百五十に下り、いわけはありす。あつた関係は収入をセーブするといふことが言えなければあります。今も十分の百と四十五プラス五十あるのが、国から二十から二十五に上がったのに十分は二十プラス四十五プラス五十あるから二十から二十五に上がったのに十分は五プラス保険料率が四十五か四十に下り、二十五プラス四十プラス五十と百分の十五の間に十分は十分に保険料率は下がるといふことが言えなければなりません。  
**●**が別の立場で療養給付費が毎年一割程度上っていくんだと、いふ面から率は下りても実際の保険料は根本的には額は一割程度づつ上げていかないと行けば、ということが言えなければなりません。

一、二、三番大久保一郎がらんこれに異議を申すわけでありませんがこれは健康保険にも国保  
にも同じだと思えますがその点健康保険にも家族の場合における患者の保険は上  
廻りあるのは税額関係もありますけれどももう一つの場合にはおろしきも税が上げば何かと  
上回ります。問題は今後の場合においては多くがいきながら下るんだと、うこと  
にして一般会計からそれは国庫から出すようになりすると要するに所の一般会計か  
ら国保に繰り出すような方法があるようにないとこれは対象にするべき問題ではない。た  
ゞ、いかに福生町住民というものが健康保険を摘要されたいのだと。いろいろ国保の関係は一  
部と申して上げると教が出た、ことにどうも、いろいろものごと一般会計から繰り出すこと  
は、かえって好ましくないものがあるかどうか、そういう点にはおしはめなく、その数字を上  
げること、うこととはどうか、とうことを私は申し上げておきのところへあります。保険の方の  
改正に伴うものがあり、いろいろ異議を申し上げますが私の意見として申し上げるに  
この理事長者の国の出す金が少なかっただけで多く出さなければならぬ方法をいつ本人の負担制  
限をやむとも努力願った。これは大体このすべての健康保険をやりたいあります。金額  
を会社の方でも半額を本人が持つというふうな方法をすれば、大体この所では昭和幾何



制度であり、この地方制度に於ては特に設けられず、財政清制度によります。もう一度申すところ行政不服審査法という一般的法律は、そのように規定するが、固定資産評価委員会に対する不服の申し立ては、行政不服審査法とは別個の方式となり、この法律により、そのように規定します。結局行政不服審査法が一般的法律であり、これに対してこの会におきまして、地方税法は特別法という関係に立つわけがあります。今申し上げたことがこの条例改正の理由となり、その関係から改正の地方税法に於て、これは行政不服審査法に規定する一般的な不服の申し立て制度の適用されるために用語の言葉の面におき、これも今回この条例を改正される規定され、ありますように改正しようとする、これをいいます。具体的に申し上げますと、二つの第三節の審査の提議を第三節の審査の中に出し改め、こうしては、行政不服審査法に基づいてあります。審査の請求不服の申し立ては審査の請求という軸を使用するものになります。この固定資産評価審査委員会に対する不服の申し立ては、行政不服審査法の中に入れて、違ふ点と、このことを用語の面におき、あるいはもつたりさうのために行政不服審査法では審査の請求という言葉が使われて

ながらこの固定資産評価額委員会に対する不服申し立ては、審査の申し出に  
 するんだと、うんとおっしゃいます。実質的にはなんら従来と変りはないわけでありま  
 すが審査の請求を審査の申し立てに今申し上げた理由で改めようとするものであ  
 りますが四条からするとたゞん書いあります。が骨組は好みます。は審査の  
 請求を審査の申し出に改めろのと同じような理由で行政不服審査法は、審査  
 請求書というものを行政不服審査法に基く不服申し立てと同じに扱うま  
 りと、うんと、この固定資産評価額委員会による不服申し立ては審査の申し  
 出と用語を変えろと又不服申し立てをする者を請求者と行政不服審査会に  
 は言えおろかりおっしゃいます。これを行政不服審査法に基くものだけはないと、うんとを  
 けつと、うんと、この事例は審査の申し出人が、うんと改めようとするもの  
 であり、極めは技術的な問題で、おし骨組は、うんと骨組と、うんと  
 あり、三つの事例案を改正し、戴こうとするもの、おし、実質的には現在の  
 固定資産評価額審査委員会に対する市民の不服の申し立ては何んら変わらぬもの  
 であり、用語の面におし、おしに改正をするんだと御理解を祈願し、申し上げた、と

存します。これも、もろの人縁の改正に伴う条例の改正によるものです。原案通り御可決  
あらんことをお願ひ申し上げ次第でございます。

一議長(石川信義) 三小に質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) おけり致します。議案第九号は原案通り決すのに御異議ありませんか。

(異議なしの音あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めよう原案通り決すことにいたします。

一議長(石川信義) 日程才六東京都旧市町村職員恩給組合資産管理組合を組織する地方公営

団体の数の減少及び同組合規約の変更について議案才二十三を議題に供します。局長を  
一朗読いたします。

一事務局長生子園利 朗読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を願います。

一助役(篠崎俊夫) 議案才二十三東京都旧市町村職員恩給組合資産管理組合を組織  
する地方公営団体の数の減少及び同組合規約の変更について御説明申し上げる  
東京都旧市町村職員恩給組合及び組合期間管理組合と申しますのは昨年の

東京都西多摩郡福生町役場

十二月一日から地方公務員共済組合法施行に際して東京都旧市町村職員共済  
組合というものが新たに設立されたこととなります。旧恩給組合の期間を管理するた

に都下の関係市町村が設立する二の資産管理組合と申しますのは一部組合とござ  
います。二の設立の議案は昨年九月の議会に御議決されたこととなりますが

より後、本年五月一日から砂川町が廃止され、その区域が五川市に編入されたことば

つたという事態が生じました。関係から四月三十日限り、本期間管理組合から砂川  
町を脱退させ、その組合規約も一部変更を加える必要が生じたこととなります。

組合規約の変更の内容は、別表才一中砂川町を前記別表才二中砂川町を前記といた  
しております。二の別表才一中と申すのは組合を組織する市町村の名前が別表才一に

書き添えられています。別表の才二のものは組合議員の選挙区と其の権限が記載されてお  
りません。砂川町が五川市に編入に際して二の当然の措置でございます。原案通

り御可決あらんことをお願ひいたします。

一議長(石川信義) 御異議ありませんか。

一議長(石川信義) 三小に質疑を終結いたします。